

# 産業建設常任委員会記録

令和 7 年 3 月 1 7 日

【開催日】 令和7年3月17日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時39分

【出席委員】

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 藤岡修美 | 副委員長 | 恒松恵子 |
| 委員  | 中島好人 | 委員   | 中村博行 |
| 委員  | 福田勝政 | 委員   | 宮本政志 |
| 委員  | 矢田松夫 |      |      |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

|    |      |  |  |
|----|------|--|--|
| 議長 | 高松秀樹 |  |  |
|----|------|--|--|

【執行部出席者】

|              |      |           |      |
|--------------|------|-----------|------|
| 副市長          | 古川博三 | 経済部長      | 桶谷一博 |
| 農林水産課長       | 臼井謙治 | 農林水産課技監   | 熊川整  |
| 農林水産課主査兼耕地係長 | 本多享平 | 農林水産課農林係長 | 稲葉徹  |

【事務局出席者】

|    |     |       |      |
|----|-----|-------|------|
| 局長 | 石田隆 | 議事係書記 | 末岡直樹 |
|----|-----|-------|------|

【審査内容】

- 1 議案第42号 財産の減額貸付けについて
- 2 閉会中の継続調査事項について

---

午前9時 開会

---

藤岡修美委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。議案第42号財産の減額貸付けについて、質疑から再開します。

中村博行委員 まずもって委員会の皆さん、本当に個人的なことで御迷惑をお

かけしました。2日間、ユーチューブ等を通して見させていただきましたが、非常に慎重な審査、長時間にわたってお疲れさまでした。敬意を表します。職員の皆さんもお付き合いをいただきましてありがとうございます。それでは、もうほとんど質疑が出尽くしているような感じがすけど、少しだけさせていただこうと思います。まず、株式会社フレッシュから契約更新の申請があったのはいつですか。

稲葉農林水産課農林係長 株式会社フレッシュから契約の更新についてということで、令和6年9月30日付（後刻「9月27日付」に訂正）で文書を頂いております。

中村博行委員 大体半年前ぐらいに、これはすべきだというお話を昨年来、聞いておりました。そしてこの間の答弁を聞いていたときに、少し違和感があったのが、臼井課長の答弁が何か消極的で、この議案をいやいやとは言いませんけども、かなり苦慮して出されたというふうな感じを受けました。この辺について、どういう思いで出されたか、再度お聞きしたいと思います。

臼井農林水産課長 減額貸付けの議案を提出した、積極的な理由といたしましては、この公益的機能を持った市場拠点を山陽小野田市に残すべく卸売業者の経営安定を図る観点から従来どおり、協定書に沿って段階的に減額しながら、長期にわたって貸し付けるという意味合いもございます。消極的な理由の一つとしては、一般法が適用される普通財産の貸付けでございしますので、借地借家法が適用される観点から、これはまた、更新をせざるを得ないというような理由、二つの理由によって、議案を提出しております。

中村博行委員 出さざるを得ないという法的なこともあったんだろうと思います。ただ、この市場に関しては、やはり少し違和感を覚えるところがあります。当初、株式会社フレッシュがこれを引き受けた令和4年ですね、

議会も、それを可決したわけですけども、それは大きな期待があったと思います。期待と同時に不安ももちろんあったと思いますが、以前の市場では、2億円以上の売上げがあった時代もありますよね。それから後に、株式会社フレッシュが今年度の目標は1億円というものも新聞等でも公表された時期があります。それと6,000万円といった目標を掲げられていたと思うんですけど、執行部として、この損益分岐点といえますか、その辺はどの辺りと見ておられますか。とにかくこういった商品の取扱いについては、歩留りはそんなによくないと思うんですよね。そうした中で、売上げの損益分岐点がどれくらいだったらやっていけそうだとかいうものをお持ちでしたら、教えていただきたいと思います。

臼井農林水産課長 卸売業を展開する上で粗利益は、ある程度手数料の率によって定まっております。今、株式会社フレッシュがどの程度の手数料の利率かちょっと分かりませんが、従来は野菜については8%、果実については7%という手数料を取っていました。そうしますと取扱高の7%や6%ぐらいしか粗利益が出てこないんじゃないかなという気がしますので、仮に1億円であっても、700万円というような粗利の計算になっております。そうしますと、事業として、維持していくには、今期の販管費を1,000万円見込むということでございますので、経営として厳しい状況が続く、厳しい経営状況を脱却するには、取扱量を増やすということが必要ですし、また、地域の中で、出荷農家あるいは小売業者にとっても取扱量が増えることによって安定的な経営が見込まれますので、そういった方向で努力をしていただきたいというのが、我々執行部の考えでございます。

中村博行委員 資料の2番目の令和6年度決算見込み・半期の実績についてで、これの裏づけをいろいろ言われていたと思うんですけども、貸借対照表とか損益計算書も出されてない中でこの数字が上がってきたのにすごく違和感があるんですよね。というのは、純利益は、去年の6月30日の決算ではマイナス500万円、おとしはマイナス370万円。これが

一気に改善するというのは物すごく違和感があります。これについて執行部はどういう評価をされていますか。

臼井農林水産課長 取扱高を6,000万円にするというのは、達成が不可能な数字ではないと思っております。その一方で販管費を半期で500万円、決算見込みで1,000万円まで絞ると。前期が1,400万円くらいだったということを考えれば、その販管費の中でも、とりわけ役員の手当とか、そういったところを絞るほかないんだろうと思っておりますが、そういう努力をすれば営業利益が500万円程度出るだろうという見込みです。今、中村委員がおっしゃるように前期を考えれば、かなり飛躍的な改善、取扱量が増えないのに、これだけの改善が本当に果たしてできるのかは多少疑問を持っております。

中村博行委員 この間、昨年の決算時期から株式会社フレッシュの表向きにイベントでは土曜市が開かれたというのは聞きましたけども、ほかに積極的な新しい農業従事者の開拓とか、JAに対する取引再開の努力とか、そういったものについて、執行部が調査された中でそういうのがあればまた教えてほしいんですが。

臼井農林水産課長 御質問のあった、出荷農家等のお付き合い、取扱量の拡大については、目立った動きについて我々が存じ上げないところです。一方で量販店、スーパーとの取扱いについては、丸久を中心に、取扱量を増やす付き合いといいますか、取引を行っていると聞いております。

中村博行委員 大体ほかについては、もう質疑を委員の皆さんがされておりますので、それを考慮した中で私のほうは終わりたいと思います。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。

矢田松夫委員 議案第42号を出した理由を質疑したいんですが、経営安定を

図るということで出されたということですが、この経営安定を図るという見通しが立ったということで出されたんですかね。

臼井農林水産課長 民間の企業活動でございますので、現在の状況で、安定経営が確立されたということはないと思います。長い努力が必要だろうと。とりわけ小野田中央青果が破綻して以降、出荷農家数も増えていません。減っていると思いますし、量販店とのお付き合いも減っているという状況ですので、経営安定のためには長い道のりが必要ではないかなと思っています。

矢田松夫委員 いわゆる発展途上であるという言葉でいいんでしょうか。

臼井農林水産課長 おっしゃるとおりでございます。

中島好人委員 先ほどの答弁で要するに何のために減免するのかについては、経営の安定というふうに答えられたと思います。なぜ経営を安定させなければならぬのかは、要するにこの市場を再開させるための前提条件として、経営を安定させるために減免するというふうに理解してもいいんでしょうか。

臼井農林水産課長 この市場が民設民営で再開されてもう２年以上たっております。募集の際に、一定程度の貸付料の減額等をもって側面的支援をするということを前提に募集をし、応募があったという流れでございますので、委員御指摘のとおり、この経営安定というのは、市場を再開する一つの条件だったと思っております。

中島好人委員 端的に答えてもらいたいですけど、減免するということは経営を安定させるということを答えられたので、そのことについては市場を再開させるための前提条件なのか。そうか、そうではないのか、その辺はどうでしょうか。

古川副市長 市場の再開というのではなく、株式会社フレッシュは県から許可を頂いて、私どもの普通財産を活用して動いていらっしゃる。あそこを普通財産として活用するのは、市にとって、農林水産課長が申したような利点があるので、うちはお貸ししておると。そうした中で、円滑に株式会社フレッシュがそこで経営できるように、減免することで一助になるということでやっております。市場の復活云々ということは全然ございません。

宮本政志委員 先ほど中村委員から、いろいろ質疑があった中で、課長の答弁の中でものすごく気になった答弁がある。それから、どうしても、これまで私は個人的に、担当課と考え方に相違があったなと思ったことがあります。先ほど決算見込みの件で中村委員が、6,000万円の売上げ見込みについて質疑した中で、6,000万円の売上げを上げていくのは不可能ではないと思っておりますと答えられました。不可能ではないという言葉が使われたんだけど、可能をどれぐらい考えておられるんですかね。不可能ではありませんって言葉は使いやすい言葉だけど、6,000万円の売上げを上げていくのは可能だというのは、どれぐらいの比率で考えておられるんですか。物すごく高い確率での考えなのかな。

臼井農林水産課長 年間取扱高が6,000万円ということは月が500万円でございます。大体24、25日市場は開場しておりますから、日が20万円程度の取扱量であれば達するということでございますので、十分達成可能な数字だと思っております。何パーセントって言うことはちょっとできませんけれど、十分、達成可能な数字だと思っております。

宮本政志委員 恐らくではなく十分可能だということですね。それと担当課としては、この産業建設常任委員会の中でも、相当な時間かけて、今の市場は審査してきたんだけど、この議案第42号を前提として、担当課はこの市場そのものに対してどのような考え方を持っておられるのかを最

後にちょっとお聞きしたいなと思います。

桶谷経済部長　それでは、質疑の最後に当たりまして総括的な御説明をさせていただきますと存じます。このたびの普通財産の減額貸付けでございますが、普通財産は行政財産のように、行政執行上の用具として直接使用されるべきものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通公共団体の行政に貢献せしめるものでございます。そのため、原則として一般司法の適用を受けて、管理または処分が行われる性質を持つものであり、一部の規定を除き、民法、借地借家法が適用されます。一方で、地方公共団体の財産の適正な対価によらない減額貸付けは、地方公共団体の財産の実質的な減少をもたらすもので、妥当であるかどうかについて議会に御審査していただくものでございます。こうした背景のもと、協定書を遵守することは、市の法的な責務であり、協定書に基づき、本議案の上程をいたしました。御承知のとおり、市場は都市計画に定められた都市計画施設であり、円滑な都市活動を支える施設でございます。市場が公共性及び公益性を有する重要な役割を担っていることに鑑みまして、市場の役割、機能につきまして、再度三つの観点から御説明をさせていただきます。まず一つ目は、集荷分荷機能でございます。各地からたくさんの種類数の食材を集め、販売先のニーズに合わせて、速やかに確実に届ける機能でございます。いわゆる大量単品目から少量多品目でございます。二つ目は、価格形成機能でございます。市場では、公正な売買取引が行われ、日々の取引結果、販売数量、価格などを公表しています。そのため、需給を反映した公正で透明性の高い価格が形成をされています。最後、三つ目は、情報伝達機能です。日々の取引結果や需要と供給に関わる情報を、出荷者や販売先に伝達をします。出荷者に販売先から得た売れ筋商品の情報を伝えたり、販売先に産地の生産状況などを伝えることができます。このような役割、機能を有する地方卸売市場の認定や指導及び助言は法に基づき、山口県におかれて、適正な対応がされていると承知をしています。過日、山口県に確認いたしましたところ、株式会社フレッシュにつきましては、現時点では

指導するまでには至っていないとのことでございました。山陽小野田市の市場は株式会社フレッシュと、令和４年６月３０日に締結した協定書に基づき運営がされています。市場運営につきましては、開設してまだ３年足らずであり、安定した経営状況にはございません。取扱高や地産地消の推進につきましても、まだまだ道半ばの状況でございます。それゆえに、市としまして、本市の生鮮食料品等の需給の円滑化や、取引の適正化を図り、もって市民生活の安定化に資する必要があることから、協定書に基づき、本議案を上程した次第でございます。御承認のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美委員長　執行部から、最後の意見が出ましたところで、自由討議に入りたいと思いますが皆さんよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

稲葉農林水産課農林係長　先ほど中村委員から御質問のありました契約の更新についての文書の日付ですが、９月３０日付と申し上げましたが、９月２７日付で文書を頂きました。９月３０日付で市から減免貸付けについては議会の議決が必要ということで、９月３０日時点では、貸付料が決定することができないため、現時点で契約している内容では更新できないと。ただ、令和７年度の更新に向けて、手続を進めていきますというような回答で文書を出させていただきましたので、先ほどの発言について訂正させていただきます。申し訳ございません。

藤岡修美委員長　発言の訂正がございました。それでは、自由討議に入りたいと思います。

（執行部退室）

藤岡修美委員長　自由討議に入ります。

中村博行委員　自由討議、皆さん終わられていると認識しておりますので、私

から言います。反対されたような意見と同じになりますけれども、まずもって減免提案理由が4点ありましたが、そのほとんどがそぐわないということがまず一つです。そしてほかにもいろいろありますが、JAが取引を言わば拒否しているというような状況ではあるので、これはほかのこれからの取引についても非常に大きな影響があるというふうに思っています。これが改善されない限り、非常に難しいと。当初から売上げについて、なかなか上がってないとか先ほど申しましたように、令和4年、5年、6年の途中ですけども、なかなか売上げが伸びていないと。そして、その中で、私が聞いている範囲で、もうほとんど市場の体をなしていないことを身近な人から聞いています。そういったことも含めて、ですから、その方向転換ということで、中島委員は経営がもう非常に悪化しているから苦肉の策で貸し店舗をされていると。これはもう全然方向が違うんじゃないかと思うんですよね。これがJAとの取引の努力とかに向くならばともかく、安易に、安い、市から借りた土地に、この金額にしても、市へ年間33万円なにがしと。収入が313万円と。これはもう主客が完全に転倒しているという状況です。これを放置すれば、転貸しの面積を増やしたほうが経営がより安易になるという方向に、行かざるを得ないと思います。そういったことを含めて、実際に答弁を聞いていると、本当に積極的でないんですよね。だから、取引云々ではなくて、契約上の問題、法的な問題があるからこうせざるを得ないんだと。それで先ほど県の指導にまでは至らないということで、県はほとんど関与してないですよね。前回の市場の対応にしても、もうとにかく要件を達すれば認可、それ以降、県がタッチするというのはほとんどないので、これをうのみにできないということです。そしてさっき、前回も述べられていた市が、協定を重視してということで、集荷とか価格の安定とか情報伝達とか、これ一つずつに皆反論できるものであります。この辺りでもう実際に市場をやろうと思えば、そんな甘いものではないし、売上高では到底これは成り立たないと思います。市民の財産でもある土地をこういう1企業のために提供するというのは、やはり問題があるかということを含めまして、反対の立場で対応したいと思います。

矢田松夫委員 中村委員にお聞きしますが、先ほど執行部からも話があったけど、3年足らずで、道半ばと発展途上であるというような状況で、もうそれぐらいの年月の実態を今、並べたけど、それぐらいで判断すると。見切り発車ではないけど、安定的な基盤もつくっていないからもう駄目だという結論に至ったということでもいいんですかね。

中村博行委員 そのとおりです。結局、令和5年6月30日の決算では370万円の赤字、そして昨年が510万円の赤字というふうに、これを市場だけでやっていけば、これがどんどんマイナスが大きくなるというのは火を見るより明らかということです。ですから、前回、中島委員がおっしゃったように、苦肉の策でそういうことを経営的にやったんだと。それも全く間違った方向性だと思います。ですから、これ、もうJAが本当に大きな要素だと思います。その取引がきちんとなされないと、そして聞くとところによると、地域就農者も、株式会社フレッシュとは取引をしないというのが、4件、5件あるというふうに聞いています。結局、前にも後ろにも進めない状況じゃないかと思っていますので、これはもう早く市として、市民の財産を守るという意味から結論づけたほうがいいという考えです。

矢田松夫委員 それから前回欠席されたときに、この産業建設常任委員会の中で問題になったのは協定書ですね。協定書のどこが協定違反なのか、この協定の内容についてそこがあったのか。

中村博行委員 協定書の減免提案は4点しっかりあるわけですね。1番として、安心して新鮮な青果物の供給、これは表向きこういう書き方を当然すると思うんですが、需要と供給に応じた適正な価格形成、これは1%未満の企業取引という中で、需要と供給、こういった適正な価格形成というのはどうにもできないですね。結局、多くの取引があって初めて適正な価格形成ができる。僅か1%未満で、ここだけの取引で、果たして

そういったことができるかということ。そして地元等の農産物を取り扱うことによる地域の農業振興、この努力がほとんど見られないということですね。また、地産地消、市民生活の安定向上、これも同様に、地産地消の働きかけはずっと以前から言われていますよね。給食センターのときも言われていました。しかし、全く進んでないのが現状だということが言えると思います。これはある意味で株式会社フレッシュだけの責任ではないと思いますけども、以上、減免理由4点については果たされていないとい私は判断しております。

宮本政志委員 中村委員の意見は全くそのとおりと思いながら聞いていました。

それから矢田委員が今、中村委員に確認された件で逆に、この間の自由討議も踏まえて、矢田委員や中島委員にお聞きしたいんだけど、先ほど例えばもう駄目だということかと矢田委員は言われた。もう駄目だというのは、何が駄目なのかなと思って。私らは、この議案の審査をしているわけで、株式会社フレッシュという会社がもう駄目だとか、あるいは、株式会社フレッシュが市場運営をすることが駄目だっていうことは一つも言ったこともないし、論点になってないんですよ。そうではなくて、家賃を9割から8割の減免をするという議案に対して、例えば協定書ののっとして、先ほど中村委員も言われた減免要件をしっかりと遂行していないでしょう。これまでどういうふうなことをされてきたんですか、チャンスは幾度かありましたよね、という前提から、チャンス、つまり勝機をしっかりと生かしてない。だから、減免は厳しいという意見を前回述べさせてもらった。矢田委員は、もう駄目だということのかとか、協定違反ということのかとか、賃貸借契約にしたってこの協定書に立って、逆に違反ってどういうことをおっしゃっているのか。違反ってことは中村委員も私も言ったことないですよ。どういう前提でもう駄目だと言われ、協定書違反とはどういうことを言われているのか。

矢田松夫委員 議案第42号の3ですね。減額貸付けの理由の中で、運営を継続的に行うことが駄目なのかと。駄目だということの理由は先ほど私が

述べ、中村委員が述べた内容によってもう安定的な経営は駄目なのかという意味です。

宮本政志委員 何か意図的に持っていこうとしていたけど、運営を続けていくことが駄目とは言っていないでしょう。だから先ほど中村委員はいみじくも言われて同じけど、県は指導に至っていませんと。別にその指導に至ってない前提が何を指導しろということを言ったかっていう論点からいくと、別に私どもには、この市場を閉鎖しなさいとか、もう株式会社フレッシュとの賃貸借契約を解除しなさいとかそういった意味合いは一つもないわけよ。だから県が指導には至っていないからどうなのってさっき担当課の答弁のときにも思った。今、運営に対して云々と言われたけど、その辺りは中村委員も否定されたほうがいいと思いますよ。僕は何か誘導しているように聞こえる。足元すくってやろうみたいな。そうじゃないでしょう。今、減免そのものが、我々は必要ではない。これはするべきではないという論点、一点だけなので、運営を任すべきではないとか、その辺りは中村委員、発言もう1回訂正して気を付けたほうがいいですよ。

中村博行委員 そういうことでありますからね。我々議員、議会として、結局、市民の財産を1企業に、結局内容が伴っていない、当初はすごく明るい将来があるような形で執行部が提案してきたんですけど、それを議会も認めて、ここ2年、3年ぐらいの間に、やはり企業努力というものがしっかり市場運営に生かされてないということで、果たして市民の財産をそういった形で転貸しをするだけで、経営が成り立っているような方向に使われているということが、議会としてふさわしくないんじゃないかと。それを認めることが、そういう意味で私は申しただけでございます。

宮本政志委員 今日、それから前回の自由討議を含めた上で、中島委員にまずお聞きしたい。さっき中村委員言われた苦肉の策って前回言われましたよね。苦肉の策っていう、よく詳細が分からないんだけど、例えば、今

回だから、先ほどから言っているように、今まで9割減額をしていたのを8割減額しますよという議案でしょう。議案の内容ぐらいは分かっていると思うけど、苦肉の策で、8割減額でいいという論拠は何ですか。苦肉の策なら、いやこれもうゼロにしてやれよと。あるいは、9割の減額を維持してやれよっていう、何かほかにもいろいろ考え方あるけど、苦肉の策ならと、この議案第42号を今回8割減額することの整合性とか、論拠を教えてください。

中島好人委員 いずれにしても、1業者で、経営していくのは社会情勢の中から、そういう市場問題は困難な状況が必然としてあると思うわけです。そうした中で、その空き地を何らかの形で経営的に使えたらというところで契約を結んで、家賃収入として上げて、経営の一助にして、先ほどの行政としても経営の一助として減免するんだという話がありました。そういう中で本来の業務からも外れるわけですが、そういったところで維持していこうという、そこでやはり苦肉の策というふうに私は発言したわけです。

宮本政志委員 よく分からない。今の前提にするのなら、いやいや議案第42号は、8割の減免ではなくて、いやいや、100%減免してあげなさいよと。だからこれ議案第42号はおかしいじゃないかって受け取れる。だから、8割減額で納得される苦肉の策というところをきちっと説明してほしいけど、つまりこの議案に関していいことだと思うという論拠が委員会の中で全く見当たらない。矢田委員はどうなのか。今、中村委員にいろいろ聞かれたけど、今回のこの株式会社フレッシュの市場運営をこれまで本当に長時間にわたって委員会で審査してきました。具体的に聞きたいのは、どの部分が減免にふさわしいと思うのか。苦肉の策とか緊急的な道だとかいう抽象的な言葉ではなくてピンポイントで教えてほしい。納得できたら僕も考えを変えますよ。

矢田松夫委員 駄目だというのはさっき回答したのでいいんですかね。なら今、

質問があったから言いますが、一番の問題はやっぱり経営を安定させるという一つの案、手法が一つの減額であるというのが私の基本であります。

恒松恵子副委員長 宮本委員がおっしゃった中島委員の苦肉の策は、転貸ししたことに対して苦肉の策でないかという御回答であったと記憶しております。3年間の猶予期間があったと皆さんおっしゃいますが、株式会社フレッシュは法人格を取られて3年ですけれども、それ以前にも青果物を取り扱う仕事を長くされていたと聞いておりますので、その辺りも私は考慮しまして、減額貸付けに疑義を申しておる次第でございます。

藤岡修美委員長 ほかによろしいですか。

宮本政志委員 さっき矢田委員が言われた最後の辺りをちょっと聞き取りにくかったから、もう1回。

矢田松夫委員 私の基本は、今回の議案第42号については、この経営を安定させるための一つの案としての手法が減額でないかということです。

宮本政志委員 すみません、よく聞こえました。一つの案として経営を安定させる条件としての減免としたら減免以外に何かほかに経営を安定させることについてお考えがありますか。

矢田松夫委員 一つの案じゃなくて大きな案ですね。基本的な案ですね。

宮本政志委員 大きなとか基本的じゃなくて、経営を安定させるための要件として、減額が一つの案としてっておっしゃったわけでしょう。経営が安定する間っていうのはこれまで期間は十分あった。もう詳しいことは何度も言っているんで省きます。だから、これから先、安定することを期待をあまり持てないから減免する必要はないんじゃないかということ

言っているんです。それでは、経営を安定させるためには賃借料の減免以外はほかに何か案はないってことですか。議員として委員として。

中島好人委員 これもう前回の審査の中にも言いましたけども、一つはそういう財政的な支援ですよ。やはりもう一つは市場を市が第三セクターで半額以上援助してやってきたのに倒産したと。そういう倒産した中で、業者が皆逃げていったわけですよ。もうにっちもさっちもいかない中で、また、再度募集をして再開したと。それは非常に市場の役割が大事ということで、先ほど僕も、再開を目指して臨んで、支援してきたんじゃないかという話もしました。やはりこの1業者でこのことを再建するというのは非常に難しいというのは前回も言ったんですけども、行政として、やはりもっと一緒に業者等の取組をどうしていくかとか、JAとの関わりをどうつなげていくかとか、そういう援助なり、方向性なりがないと、だから地産地消はあったらっていったって、それはできるものじゃないです。道半ばと言ったのはそういうことだろうと思うわけで、そういう体制を同時につくって、それは財政だけではやっていけないというのはあります。財政もちろん大事ですけども、援助も大事にしないと、難しいかなと思っています。

宮本政志委員 市場運営をしておられる株式会社フレッシュに対して、その経営にまで行政が口を出してしっかりというふうにも聞こえるけど、市として、具体的にどういうことを株式会社フレッシュにしてあげるというんですか。

中島好人委員 行政が一緒になって業者のところを回るとか、農家のところにまたこっちに入れてくれとか、そういうところを具体的に一緒になって行動することは大事じゃないかと。やってやってというだけではなかなか難しいところもあると思いますけども。

宮本政志委員 だからそれは株式会社フレッシュが全て100%やることでし

よう。何で市の職員が業者を回ったり、農家に会いに行ったりまでしないといけないのか。そうしたら、そもそも中央青果が破産したときに、再開して民間の株式会社フレッシュに任せた意味がないじゃないの。そういう考え方自体どうなんですかね。

中島好人委員 先ほどもあったように、公共的な役割としての位置づけも大事だということではないですか。行政も援助しようという話ですから、その辺のところが、果たして1業者任せでいいのかということを行っているわけですよ。

宮本政志委員 公共的な役割ってどういうことですか、株式会社フレッシュがあそこの市場を運営するに当たるという前提で、公共的な役割を具体的に教えてください。

中島好人委員 重要な役割として、主に三つ言われたんですけども、食材の確保なり価格の安定なり、情報伝達なりで、そういうことを通じて市民生活の安定だとかいう発言があって、そうだなと思ったんですけども、そういうことです。

宮本政志委員 それは公共的な役割には全然該当しないでしょう。公共的な、あるいは公益性っていう前提が必要な市場で、公共的な役割がというふうにおっしゃったから具体的にお聞きしたかったんですけど、答えが出ませんよね。公共的なこの根拠を今、中島委員が述べられたら、僕は、市民の財産をお借りして、そしてそれをまた第三者にお貸しして、そこからしっかりとしたというのはよく理解できないんですよ。今までの委員会、自由討議を通じてつまり中村委員にしても恒松副委員長にしても私にしても、今回の議案第42号の減免貸付けについては妥当ではないという論拠をさんざん示して、考えを示したんだけど、どうも矢田委員と中島委員は、きちっとした反論を我々にできるような論拠は示さずに、ただ、何か抽象的な言葉を使って、我々の考え方に意見を申しているし

か思えない。議員なら、自分の考え方に対する整合性の取れる論拠をしっかりと示さないと。宮本委員、あなたはこう言うけど、私はこういう論拠でこうなんだって。抽象的なことばかり言われたら、議論にならない。言えんでしょう。返せんのですか。

矢田松夫委員 議案第42号について、今、自由討議しておるんだけど。何度も言うように3の減額貸付けの理由、この妥当性については、ずっとこの前から、今日も含めて議論し、私の意見を述べているので、抽象的ではありません。基本的になぜ減額貸付けするのか、減額貸付けをする大きな理由ポイントについては、何度も今まで言ってきたとおりでありまして、全く抽象的なことは言ってないですしね。安定するまでの減額措置だと。これについての妥当性については、何度も言ってきたということでもあります。

宮本政志委員 そうすると矢田委員は、経営が安定するまでの間はどうかしてやれ減免してやれと。これ経営がもし安定しなかった場合は議員としてどのような責任を感じられますか。

矢田松夫委員 それは仮定の問題であって逆に聞くんですけど、もしこれ減額貸付けしないで、この公益性の市場がなくなったらどうするのかと。この裏返しの問題と一緒にありますのでそれは言わないほうがいいと思います。

宮本政志委員 いやそれは言わない方がいいと思いますと言ったって、我々議員は、議案審査を市民の代表として審査するときに、いろいろなことを想定していかないといけないわけでしょう。何かの一つの事業があって、執行部が絶対失敗しません、大丈夫ですからと言うんだから失敗することなんぞ考えないで大丈夫と。大丈夫な前提だけで、そんな荒いような乱暴的な審査はしたことはないので、いろいろな方面から、やはり想定して考えるべきだと思っていますよ。だから、これだって経営が安定す

るまでの間、減免してやらないといかんだらうってずっとおっしゃっているんだから。でも、私はこれ、経営が安定するまでの間ということが、本当に経営が安定するのかな、どうなのかなっていうところに関しても、しっかり論議を通じて今まで説明してきましたよ。意見を述べてきましたよ。だから、経営が安定するまでの間、しっかり減免措置を取ってやらないと駄目じゃないかっておっしゃって、これが分かる。別に否定しているわけじゃない。でも、もし、そう判断して結局経営が安定しなかった場合は、どのように議員として感じられるのかってことをお聞きしているのが、何かおかしいことかな。

矢田松夫委員 市場の減額の期間の中で判断していくということで、この3年間で協定書に基づく努力も見受けられなかったら、次の協定書については執行部も出さないだろうと。その都度その都度私たちがチェックしていくのであって、何年間後に安定しなかったらどうなのかというものが予測できんでしょう。できますか。それを逆に聞きたいんです。

宮本政志委員 いつをもってどうかというのは予測できないですよ。でも想定をしているわけです。今までこの協定書に沿った、あるいは当時の執行部とのやり取りではっきり執行部が答えている減免要件、この減免が当初議案として出てきたときの要件、こういったものを全部鑑みたときということで、そういう前提でずっとこの審査で今日の自由討議にしても前回にしても言ってきています。それでも、矢田委員には分からんかな。全部説明しよったらまた1からになるので、そこはもう御理解していると思うので省きますけど。

恒松恵子副委員長 いろいろお話がございます。先ほど執行部のやり取りで9月末には減免申請が出た中で、それから半年近くたつのに決算書とかは改善されたように見えない。議会の承認が必要であることを御存じでしたら、少しでも、改善できたというような報告があるべきだと思うんです。3年とおっしゃいますけど、本当に先ほど申し上げたとおり、青果

物を長く扱うお仕事されていたわけですから、それまでに改善できたんではないかなと思っておりますが、例えばこの今回の上程に対して、何か最低限のもっと詳細な資料が欲しかったなとか思われませんかでしょうか。矢田委員とか、どうですか。

矢田松夫委員 それは前回も言ったように、責務として出すべきものは出さないといけない。損益勘定とか売上げの状況はどうなのかと。せめて半期の損益計算書ぐらい出すべきだと。これ私が前回言ったそのとおりですね。それは当然の義務ですね。

宮本政志委員 恒松副委員長が言われることはすごい大事でね。減免を受けるために、しっかり審査してほしいと。一生懸命頑張っているんですよ、こうなんですよっていう書類を一般的には出してくると思う。矢田委員も確かにその件、前回の委員会で言われた。そういったものを出してなくても、どうにか安定するまでの間、苦肉の策、どうにか減免してあげないといけないだろうという考え方をお持ちなんですよね。十分な姿勢も感じられないし、出すべきものを出してもないのに、それでもいい、いつ安定するかは分からないけど、安定するまでの間は苦肉の策であり、しょうがないということよね。矢田委員と中島委員がおっしゃることは。我々議員はそれでいいのかな。

中島好人委員 基本的にはこの協定書に基づいて行うということですけども、説明があったように、そういうふうにして努力していくということで、今、3年足らずで道半ばという判断が、執行部から示されたわけで、私もそうだというふうに思っているところです。

宮本政志委員 中島委員、確認させてください。そうすると、今後いろいろな議案とかいろいろな問題が、市から来たときに、市が努力します。努力しています。頑張っていますと言ったら、中島委員はもうその言葉で、努力するならどうにか応援してあげないといけないと全部納得していく

わけですね。どのような努力するとか具体的に聞かないで、ただ、努力しますと言っているんだから聞いてやらないといけないと言うのなら、今後、何か市で問題が起こっても努力しますという言葉で、もう全部これは認めてやらないといけないなって僕は取れるから。そういう意向で今後、中島委員は行かれるんだなと思って確認しただけです。

福田勝政委員 1 業者のために減免までして、市にお願いするのは、やはり税金ですからね。だから僕はもう反対ですね。

中村博行委員 市場の経営自体に詳しいわけではないんですけども、以前の中央青果の経営から新しく株式会社フレッシュがやられるようになってからは明らかにもう後退しているわけですよ。経営努力がですね。そうした中で、道半ばというのは、いいほうで言えば、これからうなぎ上りに上がっていくんでしょけれど、もう令和4年、5年の決算見たときに、なかなかこれがうまくいかない。だから苦肉の策で展開しているというような状況で乗り切ろうとしているというところがやはりこれから先が見えないわけですよ。ですからこれから先が見えない状況の中で、これを続けていけば、途中で経営破綻とか、そういったことにもなり得ようかと思いますので、しっかり議会として対応をしていくべきではないかというような思いであります。

宮本政志委員 今、中村委員がおっしゃることも、恒松副委員長や福田委員が言われることもごもっともと思う。私も頑張っしてほしいという願望とかはある。あるけど、減免に対してどうだっていうところでしっかり論拠を示してきたんだけど、どうしても矢田委員と中島委員からは、違うこうでしょうと。減免が必要でしょうと。だからこうですよ、あなた方の考え方が違うっていう論拠が一つもない。だからもう委員長、自由討議を続けても、答えてもらえないのだったらもう意味がない。我々の意見ばかり押しつけっていうようになる。減免してやらないと。減免が必要で論拠はこうだろう。君たちが言っていることが違うじゃないか、こ

れについてはどうだっていうふうに、私たちの論拠に対して論拠でぶつけ合うこれが議論の場で、議会です。一つも出ない、やっぱり今日も出ないまま。だからもうこれ以上自由討議しても、我々の考えをどんどん言っ、何か押しつけるような形になるね。僕らの考えと違う側の論拠が一つも出てこない。自由討議も終わったほうがいいんじゃないですか。

藤岡修美委員長　いかがですか。今の宮本委員の意見。

矢田松夫委員　自分の意見が正しくて、2人の意見が正しくないと。正しくない理由を今、淡々としゃべられたけど、私はこの議案第42号についての執行部の言う特に減額貸付けの理由については、何度も何度も言うように、安定するまでの減額は、やっぱり経営安定を図るという一つの手法であると。これについての説明がではなくて、もうこれ以外にもう何もないということなんですね。いわゆる経営安定は何年かかるのかと。経営安定をもし図れなかったらどう責任取るのかというのは、ここまでの議論の飛躍というか、こういう議論は全くナンセンスと思う。逆に言えば、仮に減額貸付けをしないで経営安定が不安定になった。株式会社フレッシュが撤退した。出荷農家の人をどういうふうにして救済していくのか。農業の安定どういうふうにしていくのか。ということも議論しないといけんとなると、先は不透明であると思うんですよ。でも、この委員会の中でそこまでしていくのか。もし経営安定が駄目な場合と、もし市場が撤退した場合と、あるいはこの公益性の市場がなくなった場合どうするのかと。これまで議論していくのかどうなのかですね、委員長。私はもう執行部の議案第42号についての理由について、どうするのかということの議論を中心にする以外ないと私は思います。

宮本政志委員　だからこうなる。経営が安定するまでの間、つまり経営が安定ってというのはこういうことが自分の根拠ですと。今までの経緯から見たら、こういうことを理由に、安定はこの程度しているじゃないか。このまま続けていったら3年間でここまでは安定していると思う。だからさ

らにこれぐらいをめどに、さらにこういう理由から安定する期待が十分持てるじゃないか。だからどうだっていうこと出てくるかと思ったらもう出てこないから。僕は別に自分の意見を押しつけているわけじゃなくて。僕らは減免をするべきでないってさんざん述べてきたのに結局具体的なことがもう出てこない。話を逸らして、これ減免を認めないで、もし株式会社フレッシュが市場撤退したらどうする。そうしたら市民はどうするっていうところにぱっと議論を持っていくわけでしょう。仮に撤退した場合に、減免をしなかったことが理由で、撤退しないといけないこと自体がまずおかしい話でね、そもそも普通は減免しなくても、一般市民の方は賃料を払ってアパートを借りている人もいる。店舗を借りている人もいる。その場で借りて払っているわけです。それで経営もしているわけでしょう。普通は一般的な賃料を払うべきです。それで経営が成り立ちますってというのが事業計画なわけ。そこで安定させるためにというのは確かにそう。さんざん、当時の産業建設常任委員会で減免に関して議論して、特別に減免してあげているわけです。だからこの時点で、一般市民の方から見たら、何でそんな不公平が生まれるんだって、論点の一番は実はそこなんよ。減免がなくなって撤退したらどうする。撤退されるかどうかは、株式会社フレッシュの考え方でしょう。株式会社フレッシュの経営がどうだってこんなことを議会として論ずるべきでない。もし破綻したらみたいな、そんな失礼なことをここで論ずるべきじゃない。そうじゃないでしょう。今、矢田委員は、株式会社フレッシュが撤退したときに農家にまた結びつけた。山陽小野田市の市場が一次産業の中の農業に関して物すごく多大な影響を与えているってことはないと思っている。そこまで影響を与えるぐらいの状況なら、減免してもらわなくても十分定められた賃料を払えるでしょうし、逆に約束事なら減免でずっと一割のまま、もっと続けてやるよって僕だって考え方を変える。だから全く論点のすれ違い。論拠は一切ない。僕は今ちゃんと論拠を言っている。だから、こういう自由討議では議論の場になってない。

矢田松夫委員　だから、仮定の話で議論するから話にならんというんですよ。

この仮定をずっとやっていくから。もう一つ論拠はやっぱりこの6月30日の協定書。これについて執行部がある程度のこの協定書に基づいて、株式会社フレッシュが肅々とあるいはそれを遵守しているのかというチェックをしながらやっていくことについて私はそのとおりだと思います。ですから、そのことについて、今回議案を出したということなんです。全くこの協定書に基づいて、株式会社フレッシュは何もしてないと言うんじゃないくて、ある程度目鼻っていうか、減免をするに当たっての妥当性の一つの協定書が大きなウェートを占めていたということです。

宮本政志委員 矢田委員が言うことは論拠破綻そのままです。仮定の話をするから仮定の話なんかするな。でも、あなたは、ねたろう保育園の水害の工事でも、もし水害が来たらとか、もしこうだったらって仮定の話前提にいろいろ述べているではないですか。だからつまり経営が安定するまでの間安定しなかったらどうですかという仮定の話はするな。でもねたろう保育園に関しては仮定の話前提にいつも聞いている。もう意味が分からない。

矢田松夫委員 意味が分からないじゃなくて。ねたろう保育園っていうのは現に2年連続して浸水して、そういう実態の中で質問して、それと全くまた話がまた違ってくるけどやね。（発言する者あり）いやいや、そういう話になってくるだろう。現実には、だから言ったように、水害ということと、この協定書の現実に対応してどうなのかということについて議論をしていかないといけない。仮定とか空想で言うものじゃないということです。

藤岡修美委員長 財産の減額貸付けについて、皆さんの御意見、出尽くしたと思いますが、自由討議を終わっていいですか。

中村博行委員 仮定の話云々が出ましたけども、私はもう過去の中央青果から

ずっと見てきて、そして先ほど言いましたが株式会社フレッシュになってやはり経営の規模も含めて、あらゆる面で後退していると。そういう、これは、令和5年、6年の6月30日を見ても明らかですよ。マイナス370万円、それから、去年はマイナス510万円ですかね、そういったマイナスが出てきていると。だから、苦肉の策で転貸しをして、何とか経営をもたそうとしている。言うなれば、市場としての機能として本来やるべきことのほうがおざなりになっているという形でこれから進んでいく。その懸念がはるかに大きいということで、もう仮定じゃなくて、実績を踏まえた想定の中で申しているわけで。ですから、これからいいほうに向かう可能性が非常に低いと。逆に言うと、もう本当に貸し店舗の収入で生きながらえるという方向を考えるのならば、これはすごく当たり前のことですが、そういった方向に行かざるを得ないような状況にあるということで、これはもう区切りをつけないと。やはりJAとの取引も再開は到底無理だろうし、新しい就農者を発掘していくことも非常に難しいだろうしということで、本来1億円ぐらいの売上げがないと経営が成り立たないものを、果たしてこの数年でということになると、むしろその上昇よりも下降のほうに心配をされるということが、主な理由でずっと述べてきたわけです。ですから全く空想、仮定の話ではなくて、その実績を踏まえてその傾向ですよ。これから判断した中で申したということです。

藤岡修美委員長　ほかによろしいですか。

宮本政志委員　何時間かけて自由討議しても、一緒と思うよ。今、中村委員もちゃんと幾つかの論点を整理して根拠を示した。それに対して、さっきもそうだけど、その根拠に対しては違う、根拠を持って違うということ、中島委員と矢田委員から出てくればね。だって私も副委員長も、中村委員も、福田委員も同じようなことを言っているわけです。それに対して違う。君たちが言っている根拠ってこうじゃないか、違うよ、それに対して僕はこういう根拠を持っているという議論をしたいけど、出て

こない。もう自由討議を終了していいんじゃないかと思いますね。

中島好人委員 努力の問題があり、以前に今後の市場活動の計画というふうに項目を挙げて審査したんですけども、どれもが僕は大事なことだろうと。これを達成させるために、努力してもらいたいという項目が具体的に出ているということと、それを達成するためには、何らかの援助体制っていうのが、主要活動の計画を達成するためにはこれは市にとっても非常に大事な点で、全市を挙げて取り組むような内容も含まれている。そういう方向に向けて、進めることが大事だと思っています。そういう意味では、そういった経営の安定というところの一助として助成していくということの中身は大事だなと思っています。

藤岡修美委員長 ほかによろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは自由討議を終わりたいと思います。ここで暫時休憩を取りたいと思います。

---

午前 10 時 15 分 休憩

---

（執行部入室）

---

午前 10 時 30 分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開いたします。議案第 42 号財産の減額貸付けについて討論を行います。討論はありますか。

宮本政志委員 今回の議案第 42 号財産の減額貸付けについては、通常であれば年間約 330 万円の賃貸借料金を 8 割減額して貸し出すことの可否を、産業建設常任委員会で議決するものでございます。減免の要件については、これまでの委員会や、先ほど委員会で中村委員も述べられておりましたとおり、（１）安心して新鮮な青果物の供給（２）需要と供給に応じた適正な価格形成（３）地元等農産物を取り扱うことで地域の農業振興

（４）地産地消等市民生活の安定向上に資する、以上の４点を実現するために、経営が安定するまでの間、減額措置を取ることが、議案の可否の判断における重要な論点であると考えております。この減免要件の４項目について、しっかりと取り組まれているかなどを産業建設常任委員会では時間をかけて、深く審査してまいりましたが、その結果は大変残念な結果となりました。また、数か月にわたる市場に関わる産業建設常任委員会審査は、株式会社フレッシュがしっかりと約束に沿った市場運営に軌道修正するチャンスでもありました。しかしながら、その成果や取組を確認することもできませんでした。産業建設常任委員会審査の中で、苦肉の策として減額を認めるべきとの意見も出ましたが、幾度となく軌道修正のチャンスがあったにもかかわらず、その姿勢が見えない中で減額は、あり得ないことであると、私の中では結論が出ました。以上のことから、市民共有の財産である施設の貸付けにおいて減額を認めることは、一般市民との公平性が担保されません。残念ではありますが、市民を代表する議会人として、減額を認めるわけにはいかないことを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

藤岡修美委員長　ほかに討論はありますか。

中島好人委員　先ほど執行部から、まとめとしてやはり市場の果たす役割は非常に大きいと思います。しかし、今の社会情勢の中で、１業者でこのことをやるのは非常に厳しい状況があるので、経営安定のために減額をしていこうという趣旨だと思います。苦肉の策っていうのはこの減額が苦肉の策ではなくて、僕が言ったのは業者に、店舗として貸し出すこと自体が苦肉の策といったわけです。そういう意味で、財産の減額については賛成です。

矢田松夫委員　今回の議案第４２号の３番目の、減額貸付けの理由については、私は妥当性があるということで、何度も言っていますように、この地方卸売市場については、公益性の高い建物であるということで、これから

経営安定を図るという見通しがつくまで、今回の議案の減額貸付けについては、賛成をするということであります。もう一度言いますが、やはり安定するまで減額をする、この議案第４２号については賛成するということであります。

藤岡修美委員長　ほかに討論はありますか。

中村博行委員　反対の立場から討論をいたします。先ほど、宮本委員が言われたように、執行部の委員会の減免提案の理由、４点、申されましたので割愛しますが、その４点について、十分この機能を発揮していないということは明らかであります。また、現状が以前の中央青果の規模、運営方針等から比較しましても、どうしても、かなり後退していると。そういった中で、今後の売上げその他も、令和５年６月３０日の決算書、令和６年６月３０日の決算書等から、もうここ２年、明らかに経営努力というものも感じられません。そうした中で、方向転換として、本来、市場運営、これを十分発揮できるような方向で動かなければならないところが、土地を附属店舗への転貸しの収入によって、市へ払うお金が３０万円、そしてそれによる収入が３００万円。３１３万円なにがしという完全に主客が転倒している状況で、それは少なくとも市民の財産であります市場を１業者がそういった方向転換で使われるのはいかななものかということで、これからあらゆる問題は生じますが、この件、減額についてはもう反対の立場を取りたいと思います。ただし、附属店舗についてはまた別件ではございますが、十分、対応については審議する必要があるかなと思っています。

藤岡修美委員長　ほかに討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。それでは、これより議案第４２号財産の減額貸付けについて採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 賛成少数により本件は否決すべきものと決しました。ここで  
暫時休憩といたします。

---

午前 10 時 36 分 休憩

---

---

午前 10 時 37 分 再開

---

藤岡修美委員長 委員会を再開いたします。それでは本日の審査番号 2 番の閉  
会中の継続調査事項について、お手元のタブレットに示してあると思い  
ますが、この内容でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よ  
ろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、このように決定い  
たします。以上で産業建設常任委員会を終わります。

---

午前 10 時 39 分 散会

---

令和 7 年（2025 年）3 月 17 日

産業建設常任委員長 藤岡修美